

伊賀市消防委員会条例

平成16年11月1日条例第227号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、伊賀市消防委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 消防の十分なる発展と消防行政の効率的な運営を図るため、伊賀市消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる消防に関する重要事項を調査審議する。

- (1) 消防力及び救急力の整備及び改善に関すること。
- (2) 消防施設の整備及び改善に関すること。
- (3) 消防団員の服務及び待遇に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防行政の円滑な運営を図るために必要なこと。

2 委員会は、消防に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治協議会を代表する者 6人以内
- (2) 消防機関において消防事務に従事した経験を有する者 2人以内
- (3) 副市長
- (4) 消防団長
- (5) 学識経験を有する者 4人以内
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 6人以内

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その職をもって委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第52号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日条例第15号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。